

〒400-0032 山梨県甲府市中央1-1-11-2F  
電話055-237-5523 FAX055-237-5281  
http://www.akaike.com

頑張れ日本！

全国行動委員会 山梨県本部長：赤池まさあき

# 尖閣諸島を守るために

## 一月十四日は「尖閣諸島開拓の日」

●尖閣事件から一年余  
尖閣事件から、一年四ヶ月が経ちました。チャイナの漁船が、尖閣諸島沖で領海侵犯を繰り返して、海上保安庁の巡視船に体当たり事件を起こしたのが、平成二二年九月七日。公務執行妨害罪で逮捕した船長を、チャイナの圧力に屈して釈放したのが九月二四日でした。その日は、日本の国恥記念日と呼ばれました。

が歴史的にも、国際法上も日本固有の領土として、より明確に国際社会に対し意思表示し、国民世論の啓発を図るためです。昨年三月に、東日本大震災が発生し、尖閣諸島への関心が薄れる中で、情勢はいまだ緊迫しています。

同期比で三・五倍に急増しました。東日本大震災の前後でも、チャイナの国家海洋局のヘリが、境界線近くで海自の護衛艦に急接近する事件を二度起こしています。

また、チャイナ政府の漁船監視船が尖閣諸島の接崩れ、空母建設等軍事力を増強を急ぐチャイナに追い越されることは確実です。チャイナの狙いは、海洋資源と外洋へのシーレーン等の確保です。台湾はもちろんのこと、尖閣諸島、そして沖縄本島まで影響下に置こうとしています。

「日本が不当な軍事行動を仕掛けてきた」と国際社会にアピール。  
(三)海軍艦艇が武力攻撃  
チャイナが海軍艦艇を投入。海自艦艇などは武力衝突に発展するのを恐れ海域を離脱。警察官も撤収。その間隙を突くようにチャイナは米空母の介入も防ぐため宮古島や石垣島に武力侵攻。この段階に至り防衛出動を発令、海・空自の艦艇や航空機を集結させ、米軍も展開。陸自部隊は奪還作戦を展開。

民主党政権の弱腰ぶりに国民は激怒しました。何度も集会やデモが行なわれ、東京のチャイナ大使館にも抗議が行われました。尖閣事件後、民主党政権の無為無策の中で、平成二二年十二月に石垣市は、一月十四日を「尖閣諸島開拓の日」とする条例を制定しました。一月十四日は、明治二八年に、政府の閣議決定によって、尖閣諸島が正式に沖縄県の帰属と決まった日です(沖縄県石垣市字登野城二二九九番地)。三三九四番地)。



●尖閣有事のシナリオ  
防衛省は「防衛計画の大綱」を改訂し、南西諸島の防衛力を強化しようとしています。尖閣有事のシナリオをつくったと報道されました。概要は以下です。  
(一)偽装漁民の不法上陸  
漁民を装ったチャイナの海上民兵が尖閣諸島に上陸。チャイナは「漁船が難破した」と主張。沖縄県警の警察官が尖閣に乗り込み、入管難民法違反の現行犯で逮捕。海上保安庁の巡視船も周辺海域に展開。  
(二)海洋調査船が派遣  
チャイナはこれに対抗して国家海洋局の海洋調査船「海監」を派遣。海監は大型で高速のため、海保の巡視船では排除できないと判断。海上警備行動発令により海上自衛隊の艦艇や航空機が出動。これにチャイナは

「このシナリオに対応するために、自衛隊の態勢強化が検討されています。大震災でも適用された「統合運用」の導入です。しかしながら、編成される「統合任務

条例制定の目的は、明治時代に尖閣諸島を開拓した古賀辰四郎氏らの功績を後世に残し、尖閣諸島

●チャイナの脅威  
チャイナは、尖閣事件後も東シナ海での活動を依然活発に行なっています。領空侵犯の恐れのある外国機に対して行われる自衛隊機の緊急発進(スクランブル)の回数は、今年度上半期(四〜九月)で全二〇三回。そのうち対チャイナが八三回に上り、昨年

続水域に尖閣事件後も十数回と近づき、ついに昨年八月には領海侵犯しました。六月には海軍艦艇が過去最大の十一隻も沖縄近海を通過して、訓練を実施しています。  
在日米軍の沖縄からの移転もあり、日本に有利と言われていた東シナ海の海・空の軍事バランスが

「日本が不当な軍事行動を仕掛けてきた」と国際社会にアピール。  
(三)海軍艦艇が武力攻撃  
チャイナが海軍艦艇を投入。海自艦艇などは武力衝突に発展するのを恐れ海域を離脱。警察官も撤収。その間隙を突くようにチャイナは米空母の介入も防ぐため宮古島や石垣島に武力侵攻。この段階に至り防衛出動を発令、海・空自の艦艇や航空機を集結させ、米軍も展開。陸自部隊は奪還作戦を展開。

▼頑張れ日本！山梨県本部設立一周年記念講演会  
「マスコミの問題点とは」  
〜チャネル桜の挑戦〜  
日時：二月十五日(水)  
午後六時三十分開場  
午後七時より  
会場：山梨県立青少年センター  
多目的ホール  
会費：入場無料  
講師：水島総(日本文化チャネル桜代表)

〒400-0032 山梨県甲府市中央1-1-11-2F  
電話055-237-5523 FAX055-237-5281  
http://www.akaike.com ma@akaike.com

# 赤池まさあき

山梨県本部長・前衆議院議員

部隊」の司令部機能をどうするか。また、警戒監視機能の向上(無人偵察機の導入等)や、陸自部隊を展開させる海・空自の輸送力強化、陸自が駐屯していない石垣島など先島諸島では弾薬・燃料の常備等の事前集積拠点の確保等、課題山積です(産経平成二三年五月九日号)。ようやく日本最西端の与那国島への自衛隊配備やリーダーサイト設置がなされようとしています。

## ●尖閣諸島の歴史

尖閣諸島は、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島という五つの島と三つの岩礁で構成されています。石垣島や台湾から一七〇キロで、大陸からが三三〇キロ、沖縄本島からが四一〇キロと、大陸の方が近いのです。チャイナにとって、出島であり、外洋に出る要衝です。

明治十七年から福岡出身の実業家・古賀辰四郎が大正島以外を開拓し、アホウトリの羽毛採取やかつお節生産といった事業を行っていました。

日本政府は再三沖縄県を通じて、現地調査を行い、清の施政下でないことを確認した上で、日清戦争後の明治二八年に閣議決定をもって日本に帰属させました。日清戦争による台湾や澎湖諸島のように割譲されたものではありません。

明治末期の最盛期には九九戸二四八人が居住していましたが、昭和十五年には資源が

枯渇し、渡島のための燃料調達に難しくなり、無人島になってしまいました。当時の生活の痕跡は今でも残っています。

沖繩戦が終わりに、終戦直前の昭和二〇年七月には、石垣島から台湾に集団疎開しようとした三隻の船が米軍の攻撃にさらされ、尖閣諸島に流れつきました。八十名が死亡するといふ悲劇も起きています。

戦後、沖縄と同様にアメリカの治世下に置かれていました。昭和二七年サンフランシスコ平和条約が締結され、日本が放棄した領土には入っておらず、南西諸島の一部として米国に

# 尖閣諸島を守るために、 常駐基地の建設を！

帰属されました。その間、チャイナは抗議等を行っておらず、認めていたのです。それを裏付ける証拠があります。

大正九年に当時の中華民国駐長崎領事がチャイナ漁民救助に対する「感謝状」を、沖縄県石垣村(現、石垣市)村民対して贈っています。その感謝状が今でも現地に残っています。

また、チャイナの共産党機関紙である「人民日報」の昭和二八年一月八日の記事には「琉球群島は、わが国台湾の東北から日本の九州西南の間の海上に散在し、尖閣諸

島……など七組の島々からなり……と書かれています。それ以外にも、昭和八年一九三三年にチャイナで発行された「中華民国新地図」や昭和三五年一九六〇年にチャイナで発行された「世界地図集」では、尖閣諸島が日本領として扱われています。

## ●海洋資源の確保のため

状況が変わったのは、尖閣諸島周辺に石油等の海洋資源があると言われるようになってからです。昭和四三年に、国連機関の調査で海底に石油、天然ガスなどの資源が眠る可能性が

報告されました。四六年には日米間で沖繩返還協定が結ばれ、その前後に、台湾とチャイナが尖閣の領有権を主張し始めたのです。翌四七年沖繩が本土に復帰します。

そして、その年の九月に田中総理と周首相の間で会談が行われ、尖閣問題については周首相が「議論したくない」と発言し棚上げされてしまいました。

これがチャイナ側に言質を与え、日本の弱腰外交の契機となりました。

その年に日中国交正常化の共同声明が出され、昭和五三年に日中平和友好条約が締結さ

れました。締結の年に、チャイナの漁船団が近海で領海侵犯するようになりまし。平成四年にはチャイナが尖閣諸島を自国領とする領海法を制定します。平成十六年にはチャイナの活動家七人が魚釣島に不法上陸し、沖縄県警が入管難民法違反容疑で逮捕し、強制送還する事件も起きました。そして、今回の漁船体当たり事件が起きたのです。起きるべくして起きた事件と言えます。

## ●尖閣諸島の現状

尖閣を所有する古賀家は、昭和五三年に旧知だった埼玉県個人に売却します。平成十四年から魚釣島、北小島、南小島を総務省が賃貸し、三島を管理する内閣府は年間約二四五〇万円の借地代を男性に支払っています。大正島は国有地ですが、久場島は男性の母親名で、昭和四七年から防衛省(旧防衛施設庁)が賃借し、「黄尾嶼射撃場」として米軍に提供していましたが、五四年以降は使われていません。

内閣府によると、上陸は、平穩かつ安定的な維持管理のため、何人も禁止していると言います。年に一回、海上保安庁の職員が灯台の保守管理で上陸する程度です。

石垣市は現地調査を求めています。民主党政権は認めていません。石垣市議らが何度か上陸を行ったり、民間団体が漁業活動を行っているだけです。

## ●戦後政治体制からの脱却

海上保安庁は取り締まり強化のための法改正を準備しています。立ち入り検査の後でも警告を発して不審船を領海外に退去させたり、無人島への不法上陸のような犯罪行為にも海上保安官で対応できるような装束の強化も検討されています。ただし、漁船監視船のような公船の場合の対応はこの法改正でも困難であり、引き続き課題が残っています。

省庁はそれなりに動いていますが、民主党の動きはほとんどありません。尖閣諸島を守るために、尖閣諸島を国有地とし、海保や自衛隊等の常駐基地をつくるべきです。

日本は尖閣諸島だけでなく、竹島、北方四島と領域・領土問題を抱えています。国家の根幹である安全保障を他国に依存してきた戦後体制の象徴です。ドイツの法学者イエリグは、「権利のための闘争」の中で、「隣国によって一平方キロメートルの領土が奪われながら放置するような国は、そのほかの領土をも奪われてゆき、遂には領土を全て失って、国家として存立することをやめてしまおう」と書いています。

この言葉を私たちは肝に銘じ、自分の国は自分で守るために、自主憲法制定はじめに必要な措置を大至急取るべきです。そのためにも、政権の再度交代が必要で。 (赤池まさあき)